（様式第１－５号）

　市町村名：　　　茨木市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名  ※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。  ※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）  ２　地域就労支援分野（事業名：就職サポート事業）  ３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）  ４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野  （事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容  ※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。  【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。  　 １．新規  　２．継続 【交付対象となった年度：平成24年度】  【 現 状 】  本市就職サポートセンター内において、就職に向けた支援を必要とする方及び求職者の方への相談対応をはじめ、合同就職面接会や企業説明会・見学会、能力開発講座等の事業を実施した。  【現状における課題】  主観的な判断により、職業選択の幅を限定した就職活動を行っている求職者への支援が求められている。  【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。  相談者本人の特徴を客観的に把握することができるようにするとともに、本人自身が意識していない性格や適性を発見することにより職業選択の幅を広げるなど、求職者の適切な職業選択を支援した。 | |

（様式第１－５号）

　市町村名：　　　茨木市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名  ※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。  ※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）  ２　地域就労支援分野（事業名：就職サポート事業）  ３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）  ４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野  （事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容  ※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。  【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。  　 １．新規  　２．継続 【交付対象となった年度：平成27年度】  【 現 状 】  本市就職サポートセンター内において、就職に向けた支援を必要とする方及び求職者の方への相談対応をはじめ、合同就職面接会や企業説明会・見学会、能力開発講座等の事業を実施した。  【現状における課題】  相談窓口で最新の求人情報を活用した就労相談の実施など、求職者の利便性の向上が求められている。  【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。  求職者の利便性の向上を図るとともに、就職支援をより効率的に実施するため、相談室でハローワークとほぼ同内容の求人票の閲覧及び入手をすることが可能になるハローワークの求人情報オンライン提供サービスを利用した。 | |

（様式第１－５号）

　市町村名：　　　茨木市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名  ※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。  ※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）  ２　地域就労支援分野（事業名：就職サポート事業）  ３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）  ４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野  （事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容  ※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。  【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。  　 １．新規  　２．継続 【交付対象となった年度：平成29年度】  【 現 状 】  本市就職サポートセンター内において、就職に向けた支援を必要とする方及び求職者の方への相談対応をはじめ、合同就職面接会や企業説明会・見学会、能力開発講座等の事業を実施した。  【現状における課題】  相談から職業紹介まで、求職者に対する切れ目のない就労支援の提供が求められている。  【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。  相談者と企業を直接つなぐことができる無料職業紹介を実施した。 | |

（様式第１－５号）

　市町村名：　　　茨木市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名  ※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。  ※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）  ２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）  ３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）  ４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野  （事業名：総合相談事業　　　　　　　　　） |
| 取組内容  ※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。  【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。  　 １．新規  　２．継続 【交付対象となった年度：令和２年度】  【 現 状 】  外国籍の方、外国にルーツを持つ方による各いのち・愛・ゆめセンター利用は、識字・日本語教室をセンターで実施している関係もあり、周辺地域に居住される方の増加に合わせて増え続けている。電話での問い合わせ対応や窓口対応、相談対応を日本語で説明することで反応はしてくれるものの、意思が伝わっていないことが多くある。  【現状における課題】  外国籍の方・外国にルーツを持つ方が気軽に問い合わせ、相談ができる環境を整える必要がある。また、既存の職員では、その対応ができない。  【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。  外国人住民の相談窓口があることをチラシ等で周知した。また、予約があれば、必要な言語の通訳者等を用意し、相談業務を行った。さらに、窓口に配置したタブレットを活用し、多言語翻訳アプリにより相談対応した。  令和３年度から開始している多文化共生支援事業とも連携し、外国人とのコミュニケーションの中から個別相談が必要な場合は対応した。  また、一部の小中学校等との連携により、日本語を母語としない外国ルーツ家庭を対象とした月１回の座談会を試行し、雑談の中から困り事の有無の確認や相談員とのラポール構築に努めることで、相談の掘り起こしを行った。次年度以降に本格稼働予定。 | |

（様式第１－５号）

　市町村名：　　茨木市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名  ※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。  ※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）  ２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）  ３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）  ４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野  （事業名：性的マイノリティ支援事業　　　） |
| 取組内容  ※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。  【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。  　 １．新規  　２．継続 【交付対象となった年度：令和３年度】  【 現 状 】  LGBTQsなどのセクシュアルマイノリティの方々は、周囲の理解不足や偏見、差別などにより日常生活を送るうえでさまざまな困難な場面に直面している。また、差別や偏見を恐れて誰にも自分がセクシュアルマイノリティであることを打ち明けることができない人が多い現状にある。  【現状における課題】  男性相談や女性相談等はあるが、セクシュアリティ専門の相談ツールがない。なお、セクシュアリティに関する相談は非常に繊細な内容であることから、他の相談窓口においてセクシュアルマイノリティの相談を兼ねることは難しいと考える。  【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。  当事者を対象とした相談窓口を設置した。  □内容  ・様々な問題や悩みを抱える当事者や、その周囲の方から相談をうけた。  ・相談員は、当事者もしくは当事者支援をしている者とする。  □実施日時  ・電話：毎月１回  ・曜日指定：15時～20時 | |